

「石川県道路除雪対策本部」の設置に伴う看板掲出について

1 石川県道路除雪対策本部の設置

目 的

県が管理する道路において、冬期間における円滑な道路交通を確保するため、「石川県冬期交通確保計画書（除雪計画書）」に基づき、除雪活動を指揮監督するとともに、関係機関との連携や県民への速やかな情報提供を行うため設置する。

内 容

平成26年11月1日（土）から「石川県道路除雪対策本部」を道路整備課内に設置するとともに、県内5土木総合事務所及び4土木事務所内に除雪実施部を設置し、早期の降雪に備えて除雪体制を確立する。

本部の組織

本部長 土木部長
副本部長 道路整備課長

2 看板掲出

平成26年11月1日（土）から「石川県道路除雪対策本部」を設置することに伴い、10月31日（金）に本部前に看板を掲出する。

日時：平成26年10月31日（金） 午後5時00分～

場所：県庁15F道路整備課前

内容：土木部長による「石川県道路除雪対策本部」の看板掲出と訓示。

道路整備課

田中

内線 5079

外線 076(225)1727